

## 令和5年度第1回小牧市DV対策連絡会議事要旨

〔日 時〕 令和5年10月27日（金）午後2時～午後3時30分

〔場 所〕 小牧市役所 本庁舎3階 301会議室

〔出席者〕 舟橋委員、堀田委員、野口委員、山本委員、西島委員、浅野委員、  
伊藤委員、恒川委員、森島委員、小松委員、吉田委員、吉岡委員

〔欠席者〕 山田委員

〔事務局〕 岡本副所長、丹羽係長、伊藤

《午後2時開会》

### 【会議内容】

#### 1 あいさつ

副会長について、要綱第4条第2項の規定により、会長が指名するものとなっているため、会長より、山本委員を副会長に指名。山本委員より承諾を頂いたため、山本委員を副会長とする。

#### 2 議題

##### （1）小牧市DV対策基本計画の進捗状況について

各機関より、小牧市DV対策基本計画の進捗状況について報告。吉岡委員からは、昨年度の取組みについて報告。

《質疑応答、意見交換》

（吉岡委員）

先ほどの保健センターの報告で、ポルトガル語、ベトナム語のDV相談窓口案内カードを作成したとありましたが、頂きに伺ってもよろしいでしょうか。

（野口委員）

まだ、きれいに出来ていないところもありますので、出来ましたら連絡させていただきます。

（吉岡委員）

女性相談は、まず電話相談から入ってきますので、全く日本語が出来ない方はおりません。けれども、実際の手続、あるいは、私たちが目指す伴走型支援のためには、どうしても通訳が必要になってくるかと思っておりますので、宜しくお願い致します。

## (2) 小牧市 DV 対策基本計画の見直しについて

事務局より小牧市 DV 対策基本計画の見直しについて説明。福祉総務課からの意見にあった多世代交流プラザを所管課に残すかどうかについても意見確認。

### 《質疑応答、意見交換》

(副会長)

基本計画の 19 ページで「単身者」が福祉総務課の担当となっているが、どのように決まったものなのか。子どもを守るといことで子どもを所管する課が行うのはわかるが、女性の相談をどこが受けるのかがはっきりしていないと思う。これだと、単身なら女性の相談は福祉総務課が受ける事になる。そのあたりの線引きは、どのようになっているのか。

(事務局)

現計画でもそのように位置づけられております。19 ページは、フォント等を見やすく修正しただけですので、これまでの計画でも「単身者」は福祉総務課となっております。

(副会長)

今は、女性の相談があった時は、どこが受ける事になっているのか。

(事務局)

女性から相談があれば、女性相談を委託している NPO 法人オフィス・マハロの相談窓口を案内しております。当然、その中には、子どものいない世帯や高齢者からの相談もあります。

(副会長)

委託という事は、委託している所管課が責任をもつのではないか。

(会長)

所管課に大元の責任はあるとは思いますが、そのあたりは、今すぐ決める事が出来ないところです。これまでの経緯もあるとは思いますが。

(副会長)

以前、女性の相談を NPO 法人オフィス・マハロにしたときに、子包括が知らないという事でトラブルになった事があった。本来、子包括を通してやる話なのか、わかりにくいなと思っております。

(吉岡委員)

そのようなケースがあったこともあり、意見書に「複数の所管課が挙げられているが、統括はどこか明記していただきたい」と記載しました。DV 被害者の場合、何を優先するかは一人ひとり違う。子ども同伴でも、まず、経済的になんとかしなければならぬ、例えば生活保護を考えなければならぬ場合は、福祉総務課に動いてもらわないといけない。

前年度のケースで、ご存じない方もいるとは思いますが、小学生と保育園児を連れて逃げてきて、シェルターで受け入れました。子育て世代包括支援センターと学校教育課は、DV 被害者だと認めて、こどもの通学や転校に動いてくださったんですが、保育課は、「DV 被害者だと認められない、シェルターもどこにあるかわからないから手当を支給できない。」と言い、不動産会社との契約書を見せても、「それがシェルターかどうかかわからない」と言われた。なので、子包括に相談したんですけども、「他の課のやりかたは、こちらでは口をはさめない」という事であった。保育課に納得いただけるように、何度も書類を出し直す事になり、三ヶ月くらい掛かった。後日、同じようなケースがあったときにも同じこととなり、すごく困った。なので、相談を受ける側としては、書類の出し直しをしなくてもスムーズに動けると良いなど。三ヶ月、生保もなにもなく、シェルターで過ごすという事は、その方の貯金がどんどん減って大変な思いをする。保育園が決まらないうち、お仕事も出来ないの、スムーズに手続きが出来るようにしてほしい。

(会長)

行政の縦割りの部分にも触れてくださいました。子包括の対応について、「他課のことは何も言えない」というのは、おそらく、「自分たちの権限なり裁量で判断できないものは、他課の判断もあることから、そういった部分については、触れられず、判断がしかねる」という意味を伝えたかったと思います。先ほど、事務局の説明からもありましたが、どうしてもケースごとに主管課は変わる場合があります。DV でも、経済的支援という事になると、福祉総務課だったり、また、違う部署になるかもしれない。女性相談自体を子包括が所管しているということであれば子包括の責任という部分もあります。いろんなケースがあり、一概に全てこの部署だと言えないため、原則的な扱いになると思っております。原則、こういう割り振りになるものの、その中身によって、変わる場合もあるのかなど。原則と例外がそうあってはいけませんけども、私はそう理解をしております。

(副会長)

女性相談が多世代から移ったが、今、女性センター自体は、多世代の所管か。

(恒川委員)

施設管理をやっております。

(副会長)

女性センターを調べると、本来、男女共同参画をやる所だと内閣府等に載っているのですが、そういう役割とは違うということか。

(恒川委員)

小牧の女性センターは、女性団体の育成、活躍の場として講座等を行っております。今回、こども未来部として、相談窓口の一本化というところで相談機能を子育て世代包括支援センターに移管させて頂いた。男女共同参画基本計画の中でも、DV の撲滅のための啓発がありますので、啓発事業は継続してやっていきます。女性センターが

相談をやらなければならないわけではないとは思っております。

(会長)

事務局案では、所管課から多世代を消すということになってはいますが、その事について、ご意見を頂きたい。「女性センターを所管する課が所管課から消えるのは、市民から見て消極的に見られるのでは」という意見もありました。一部残すという事もできますが、いかかでしょうか。恒川委員はどうか。

(恒川委員)

今は、相談機能も支援する手段もありません。唯一出来るのが啓発事業なので事務局案でお願いしたい。

(会長)

他にご意見は、ありますか。

(小松委員)

病院としては、こどもがいなければ、どこに相談するか迷ってしまう。ご友人やご両親がいれば、ご相談して引き取ってもらうんですけども。

(会長)

事務局としては、何かあるか。

(事務局)

確かに小松委員が言われるとおり、その辺りの整理が出来ていない。子包括も、女性を全てと言われると対応が出来ない。この場で、その辺りの整理が出来れば、事務局としてもありがたい、

(会長)

女性を全てというのは。

(事務局)

子包括が支援しているのは、こどもがいる家庭。単身家庭が支援を欲しいときに、今の計画でいけば、福祉総務課になるのかなと思いますけど、しっかりと明記されていない。計画上にも謳う事が出来るのなら、意見を頂いて、決めれるといいかなと思います。

(副会長)

こども、高齢者、障がい者は、法律があるので、法律に基づいて担当課が出来るが、それ以外の人を保護する法律がない。福祉総務課も、生活保護なら出来るが、そうじゃない場合、受けるという認識がない。はっきりと法律がないため、困っている。

(吉岡委員)

困難を問題を抱える女性への支援に関する法律が制定されて、来年4月から施行されます。皆さんが言われたどこにもないという隙間を埋めるのが、民間団体であり、マハロだけではなく、愛知県内にも各所にあります。福祉総務課となりますと、無料低額宿泊所の紹介をすることになりますか。

(副会長)

経済的に困難な状況であれば。

(吉岡委員)

制度はお願いできますが、ご本人が、どういうことを望んでいるのかは一人ひとり違い、生活保護じゃなくてもいいかもしれないし、小牧から外に出ても大丈夫かもしれない。私どものほうでは、ご本人からお話を伺いケースワークをして、必要に応じて、シェルター、ステップハウスや保証人なしで受け入れてくれるアパートを持っている団体の紹介をしている。ちなみに、ステップハウスというのは、シェルターみたいな閉じ込め型ではなく、仕事や次のアパートが見つかるまで、数か月間面倒をみてくれるところとなります。マハロでは、12月からもう一軒、ステップハウスを作る事となっております、そういう民間団体がいくつかありますので、その方の状況にあわせて、紹介しています。そういう事に対して、委託料等の支援が頂けないかなとは思っております。

(会長)

他に、ご意見はあるか。

(吉岡委員)

制度の狭間については、マハロ等の民間というに、考えるというのはどうでしょうか。庁内で定着して頂ければよいかなと思っております。

(会長)

そうすると、やはりケースバイケースなところもあるので、これまでの計画通りでもいいのかなと思います。これまでの計画でも原則として書いてあり、もちろん例外もあるのでこのようにならない場合もあると思います。特になければ、一旦事務局案でどうでしょうか。事務局で修正が必要な個所はありますか。

(事務局)

特にはありません。

(会長)

多くのご意見を踏まえまとめますと、一旦、事務局案で進めさせていただいてもよろしかったでしょうか。

《質疑応答、意見交換》

意見なし。

《午後3時30分閉会》